相続シリーズ令８－１０



令和８年１０月吉日

自筆証書遺言書保管制度

令和２年から自筆証書遺言に新しい制度が加わりました。

自筆証書は簡単便利なものの紛失したり、盗まれたりしたらそれで終わりです。また、検認制度といって被相続人死亡後に遺言書を家庭裁判所に提出して形式的ではありますが、確認（内容の詳細確認ではない）を受ける必要があります。

仕事で時々見かける（これにより登記手続きする）ことはありますが、日付が入っていなかったり、印が押していなかったりと、不備もありました。

こうした中で、不備な所を改善したものが、今回の制度です。

いい点をあげてみましょう。

㋑書き方では財産目録を全部手書きでしなくてもよい。通帳や登記事項証明書をそのままつけてもよい。

㋺法務局で保管するので紛失、盗難の恐れもない。東日本大津波でどこかに行っても大丈夫です。

㋩裁判所の検認が不要。相続手続きは被相続人死亡後、時間がかかります。検認手続きもやるとなると相続書類を用意して原則、全相続人が参加して遺言書を確認する手続きが早くに手続きしたいと思ってもできません。

このような検認を不要としました。

㋥費用は法務局が関与するものの３９００円の印紙代で済み、公正証書と比べても費用がずいぶん軽減されています。

以上、まだお伝えしたい情報はありますが、紙面の関係で次回に譲ります。次回は実際の体験談等をお知らせします。